



発行 津和野町商工会
本所 〒699-5605 津和野町後田口187
TEL 0856-72-3131 FAX 72-1389
日原支所 〒699-5221 津和野町日原225-1
TEL 0856-74-1221 FAX 74-1220
ホームページ<https://tsuwano.shokoshimane.or.jp/>

※「業績悪化運転資金補助」は第8次（7月期分）をもちまして終了です。

津和野町においては、新型コロナウイルスの発生以来、三団体長会（町、観光協会、商工会）にて支援策が検討され、他市町村に先駆けて厚い支援が継続されてきましたが、国からのコロナ対策関連予算の都合上、本給付金は、第8次：7月期分をもちまして終了となります。

ウィズコロナに向けた新たな取り組みについては、補助金（下記記載）も創設されていますのでご確認いただきご活用下さい。

企業に対する施策をまとめました



簡易的な一覧表です。昨年までとは変更になっている点がありますのでご注意ください。

商工会HPもご確認ください。

津和野町商工会 検索

売上減少に係る給付(措置)

名称	対象者	主体	条件	申請方法	給付額	申請回数	売上減少の理由	売上回復への取組	所得税課税
第8次業績悪化緩和運転資金補助	町内に主たる事業所を有する中小企業者	町	対象期間の7月期対比20%以上の減少	商工会窓口から自身で町へ	売上損失額に応じて異なり最大30万円（損失額10万円以下は対象外）	1回（7月期分）	必要 請負は対象外の場合あり	必要	○

変更点

- 第8次は令和4年7月の売上が対象です。商工会の受付開始は10月24日を予定していますので、事前に売上比較・確認をお願いします。
- 受付は一旦書類を預かり、翌日のお渡しとなります。
- 補助率や補助額(上限額)の変更はありません。申請の際に津和野町が作成した要領により補助金額が計算されます。
- 比較対象期間は①令和元年7月、②令和2年7月、③令和3年7月 のいずれか1つとします。

※第7次業績悪化運転資金補助（4・5・6月期）の申請は



10/21（金）受付終了です。

未申請の方は売上を比較確認のうえ、申請漏れのないようにご注意ください。

■雇用に係る補助

名称	対象者	主体	条件	給付額	申請方法	給付回数	所得税課税
雇用維持支援事業	本年4月～9月に雇用保険被保険者がいる事業者（国・県その他から同様の趣旨の補助金を受給している又は受給しようとしているものを除く）	町	コロナ感染症および原油価格高騰等の経済変動に伴う影響により ①4月～9月期の売上の合計がH31年からR3年同期間比15%以上減少している。又は ②4月～9月期の水道光熱費、燃料費の合計がH31年からR3年同期間比10%以上増加していること。	9月末時点において町内事業所で業務に従事する雇用保険被保険者数 従業員1人あたり8万円、上限160万円 （9月末時点において被保険者として継続期間が3か月以上あること）	商工会で書類確認後自身で町へ提出	1回 （申請期限は未定）	○

■飲食物の新商品試作開発を支援

名称	対象者	主体	条件	申請方法	補助額	対象経費	申請期限
個別商業包括的支援事業（新商品試作開発支援事業）	町内の中小企業者等	町	商品販売形態の多様化に向けて販路拡大に取り組むこと （3日を超える保存期間を実現する飲食物の新商品開発。ただし町の推進する菓の商品化、臨外食の取組についてはこの限りではない）	商工会で事業計画、収支計画を確認し商工会から町へ提出	試作に係る経費：上限20万円 （補助率10/10）	試作に係る諸経費、原材料費、消耗品（3万円未満）、町内加工所使用に係る経費、レトルト製造機等使用料、食品検査料、パッケージデザイン等の試作、試験販売に関する経費	予算終了まで

■利用者の安心。感染症対策支援

名称	対象者	主体	条件	申請方法	補助率／補助額	対象経費	申請期限
商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業	町内に事業所を有する中小企業者等	町	コロナ感染防止対策を行い、お客様等の受入体制を構築すること	自身で町へ申請書提出（商工会で書類確認可）	補助対象経費の4/5以内 限度額は10万円 （補助額が2万円未満は対象外） （1事業者等1回限り）	新型コロナウイルス感染症防止のための飛沫感染防止に係る卓上パネル、スクリーン、空気清浄機、自動検温器等の導入に係る経費。（エアコン等の固定設備およびマスク等の消耗品は除く。）	予算終了まで

■販路開拓に向けた支援

名称	対象者	主体	条件	申請方法	補助率および補助額	対象経費	申請期限
町内事業者営業等支援事業補助金（事業者独自キャンペーン実施支援事業）	町内に事業所を有する中小企業者等	町	自ら企画・行動をして能動的にPRを行うこと	自身で町へ申請書提出（商工会で書類確認可）	補助対象経費の4/5以内 限度額は10万円、下限2万円 共同申請の場合上限40万円、商店会上限60万円 （1事業者等1回限り）	独自の販売企画等の実施に必要とされる広告宣伝費のうち、ポップ制作、ポスター、チラシデザイン・印刷、新聞折込、テレビコマーシャル及び広告掲載等のソフト経費に係る費用。	予算終了まで
小規模事業者持続化補助金＜一般型＞	小規模事業者	国	地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）に向けて取組むこと	電子申請または郵送 ※商工会の事業支援援計画書が必要です。	補助対象経費の2/3以内 50万円～最大200万円 （通常枠、賃金引上げ枠、後継者支援枠等により補助額が変わります。詳しくはHP）	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費	12月9日

■取り組み報告

青年部

①中国四国ブロック青年部主張発表大会 in 愛媛

去る、9/14（水）愛媛県松山市において「中国四国ブロック青年部主張発表大会」が開催され、各県の予選を勝ち抜いた青年部員が取り組みを熱く主張発表されました。イベントの話や事業承継、商品開発や結婚式、地域の新たな取り組みなど、自身や町にも通ずる事例発表もあり、他県の青年部員も頑張ってるんだなあと刺激を受けました。



松山市に乗り込む青年部員

②県内青年部対抗！“青年部魅力発信”PR動画コンテスト

今や事業者の必須ツールにもなっている動画を青年部バージョンで制作しています。活動など広く情報発信していきます。青年部も頑張っています。

青年部・女性部
ただいま
PR動画制作中
です！

女性部

①おもてなし交流事業へ取り組んでいます。

～日本の原風景“津和野”歴史とともに生き、伝統を育む町を歩く～

この事業は県女連の事業として、各商工会女性部が既に提案しているプランの動画撮影を行うものです。女性部員だからこそ知っている地域の隠れた魅力や観光スポットなど“いいところ”や“いいもの”を取り入れた着地型旅行や体験型観光の「おもてなしプラン」の造成に取り組むものです。地域内外に発信し地域の魅力を

②石西地区商工会女性部研修大会へ参加しました。

令和4年9月12日（月）益田市「ふれあいホールみと」において石西地区女性部研修大会が開催されました。講演会では、「VMDとラッピング」（講師：エム.デコ代表 宮原純子氏）と題し“人間が取り入れる情報の85%は視覚から。視覚が認識する要素の中で色が一番影響を与える”と、ディスプレイ・売리場の演出について説明を受け、参加者も包装紙の包み方やリボンの結び方などラッピングを実践しました。事業所でも実践してみたいと思います。



インボイス制度説明会 開催

令和5年10月から消費税の仕入課税控除の方式としてインボイス制度が実施されます。商工会ではインボイス制度について理解を深めていただくため、税務署員を講師に研修会を開催しました。事業者の関心も高く、みなさん熱心に聞き入っていました。

※インボイス（適格請求書）を発行できるのは、登録を受けた課税事業者に限られ、令和5年10月から登録を受ける事業者は原則、令和5年3月末までに登録申請書を提出する必要があります。



- 9/29：免税事業者向け
- 10/6：課税事業者向け

つわの鯉恋来いまつり開催決定！ ～ 令和4年11月19日

コロナのため延期となっていました“つわの鯉・恋・来いまつり”を開催します。

本年は、リニューアルしたJR津和野駅を中心に「津和野の秋祭り」と題して「芋煮と地酒の会」「蚤の市」との連動企画として開催いたします。鷺舞モニュメント広場、稲成丁河川広場、駅前、御旅所、日本遺産センター、商工会付近を会場として来場者の方に回遊していただき、地域伝統芸能や石見神楽、縁日、焼き栗販売などを楽しみ、各所でスタンプ集めて当たるかも“大抽選会”も実施する予定です。詳細は後日発表。お楽しみに。

～ ご注意ください ～

島根県の最低賃金が改正されます

A

「特定（産業別）最低賃金」の対象産業に
該当しない方

☒ **地域別最低賃金**
が適用されます。

島根県の最低賃金が改定されます

時間額

824円

発効年月日 2021/10/02

時間額

857円

発効年月日 2022/10/05

※ 詳しくは、島根労働局賃金室
（TEL：0852-31-1158）又は最寄りの
各労働基準監督署にお問い合わせくだ
さい。

■益田労働基準監督署
TEL 0856-22-2351



令和4年度雇用保険料率のご案内

- 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります
- 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

< 令和4年度の雇用保険料率 >

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)				① + ② 雇用保険料率
		② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000